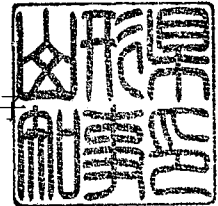


み 自 第 552 号  
平成 28 年 12 月 16 日

置賜広域行政事務組合  
理事長 米沢市長 中川 勝 殿

山形県知事 吉村 美栄子



置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書に  
対する意見について

山形県環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地から  
の意見について、別紙のとおり通知します。

なお、下記の事項に配慮してください。

記

- 1 工事中及び施設の存在・供用に伴い苦情が発生した場合は、誠意をもって  
対応すること。
- 2 建設工事期間中はもとより、供用開始以後も、車両通行に関しては、地域  
住民の生活に迷惑を及ぼすことのないよう注意を払うこと。

山形県環境エネルギー部みどり自然課  
環境影響評価担当 福島、後藤  
電 話 023-630-3042  
F A X 023-625-7991

# 置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書 に対する山形県知事意見

## 1 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音について、工事の実施中に騒音計による監視を行い、値が基準を超えないことを確認すること。

## 2 水質

- (1) 生活環境の保全に関し日平均で環境基準が定められている項目について、河川の渇水期に濃度が高くなることを踏まえ、予測条件を修正すること。
- (2) 施設の設置が、河川の全窒素の濃度に影響があるかどうかを明らかにすること。

## 3 地下水

事業の実施に伴う地下水位の低下によって周辺地域へ著しい影響が生じないように、水位のモニタリングを行い、その結果に基づき適切に対応すること。

## 4 動植物

- (1) 眺望景観への影響の保全措置として緑化を行う際は、在来植物、地域の植生及び地域の景観を考慮すること。
- (2) 確認した植物の種及び重要な種の抽出結果並びに昆虫類の重要な種の生息環境を再度確認のうえ、誤りがあれば修正すること。  
確認に当たっては、必要に応じて専門家その他の知見を有するものから情報を聴取し、また、植物種については県内の植物の生育状況を踏まえること。
- (3) オオタカへの影響について、行動内容及び行動範囲を踏まえ、予測の根拠を整理すること。
- (4) ヒバリの生育環境に残土を置くことについて、他に代替地があるかどうかも含めて、仮置場の面積が最小限となるよう検討すること。

## 5 温室効果ガス等

- (1) メタンの排出による影響については、計画している環境保全措置によって低減される量を明らかにし、施設全体としての評価を行うこと。